

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	小諸消費喚起電子クーポン配布事業	①電子クーポン（最大20%割引、上限5,000円）の配布により、地域内の消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている小諸市の事業者の売上向上を図ることを目的とする。 ②負担金（クーポン原資、PRチラシ印刷作成費、事務手数料、周知にかかる費用（郵送料、封筒等消耗品）） ③電子クーポン原資70,000千円（うちR6補正分70,000千円）、事務手数料等20,000千円（うちR6補正分9,067千円、R7予備費分10,933千円） ④商工会議所、住民等	R7.5	R7.8
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	文化センター物価高騰対応事業	①文化センター運営事業において、物価高騰の影響を受ける燃料費・光熱水費への補填により健全な事業運営を図り、利用料への価格転嫁による住民負担を防ぐ ②燃料費・光熱水費 ③令和元年度歳出費と令和5年度歳出費の対比 注1：令和2年度から4年度の歳出費は、新型コロナウイルス感染症拡大による利用中止・自粛期間と重なることから物価上昇算出の比較対象にならないため、感染症の影響が無い、ないし少ない時期の費用を対比対象とする 注2：光熱水費の内、水道使用料については物価上昇の影響を受けていないため差し引いて比較する 燃料費（灯油・重油）：988千円－1,413千円 =△424千円 光熱水費（電気・ガス）：4,937千円－7,581千円/2≒△1,321千円 ※光熱水費（電気・ガス）の1/2は事務室分の高騰分として除く ④小諸市文化センター、施設利用住民等	R7.4	R8.3
3	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	デマンドタクシー燃料価格高騰対策支援事業	①原油価格高騰により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行しているデマンドタクシーについて、地域公共交通を維持することを目的として、緊急的に事業者へ支援金を給付する。 ②デマンドタクシー運行事業者への委託料のうち、燃料費高騰分 ③R2レギュラーガソリン長野県平均単価 142.8円/ℓ R6レギュラーガソリン長野県平均単価 184.5円/ℓ R7燃料費使用見込み量 34,585ℓ 41.7円×34,585ℓ = 1,442,195円 ④デマンドタクシー運行事業者	R7.4	R8.3

4	③消費下支え等を通じた生活者支援	小諸消費喚起電子クーポン配布事業(予備費分)	<p>①電子クーポン（最大20%割引、上限5,000円）の配布により、地域内の消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている小諸市の事業者の売上向上を図ることを目的とする。</p> <p>②負担金（クーポン原資、PRチラシ印刷作成費、事務手数料、周知にかかる費用（郵送料、封筒等消耗品））</p> <p>③電子クーポン原資70,000千円(うちR6補正分70,000千円)、事務手数料等20,000千円（うちR6補正分9,067千円、R7予備費分10,933千円）</p> <p>④商工会議所、住民等</p>	R7.5	R7.8
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食原油価格・物価高騰対応事業	<p>①原油価格や物価の高騰により、学校給食で使用する食材費にも影響が出ているため、学校給食の食材購入費（教職員は除く）の高騰分を支援することで、保護者負担の軽減を図りながら学校給食を継続して安定的に実施する。</p> <p>②学校給食費 高騰した分の食材購入費（教職員は除く）</p> <p>③【負担金補助及び交付金】 給食1食あたり50円 ・50円×2,803人×200日＝28,030,000円</p> <p>④市内の小中学校 8校、生徒保護者</p>	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	<p>①食料品や燃料費の物価高騰による支出の増加の影響を特に受けている低所得のひとり親世帯を支援するための給付金を支給することにより、ひとり親世帯の生活費等の負担軽減となり、生活支援につながる。</p> <p>② 低所得のひとり親世帯への給付金及び事務費</p> <p>③ ・給付金 8,000千円 子ども一人当たり10,000円×800人 ・事務費 922千円 (事務費内訳：需用費 314千円、役務費180千円、報酬 375千円、共済費 53千円)</p> <p>④低所得者ひとり親世帯 ・12月分児童扶養手当の支給を受けている者 ・公的年金等を受けていることにより12月分児童扶養手当の支給を受けていない者 ・収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者</p>	R7.4	R7.10